

横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例の一部改正について

「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例(以下「景観条例」という。)」は、景観法の委任部分と、自主条例部分で構成されています。

この度、横浜の顔となる地区である、「関内地区」と「みなとみらい21中央地区」において、横浜市で初めてとなる「横浜市景観計画」を策定しました。

景観法では、景観計画を策定した際には、法律で定められた届出をする行為、届出を要しない行為、設計変更などを命ずることができる行為などを、条例で規定することができます。

